

告 示

埼玉県告示第七十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―一七―五号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字松山字藤曲八百六十三番一外七十三筆及び字仲田町八百二十二番外十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千八十九・一六立方メートル